

## 付 議 第 1 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和元年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



元高政企第 144 号  
令和元年 9 月 2 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和元年 9 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和元年 9 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 3 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（目的等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 第 1 項に規定する者のうち法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の 7 において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

第 2 条中「以外の者」を「以外の者（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）である者、同項第 2 号に掲げる職員（以下「第 2 号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の 3 第 1 項若しくは第26条の 6 第 7 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第 6 条第 1 項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者を含む。）」に改める。

第25条を次のように改める。

(第 1 号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第 1 号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

第25条の次に次の見出し及び11条を加える。

(第 1 号会計年度任用職員の報酬)

第25条の 2 第 1 号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は 1 時間当たりの額により、当該第 1 号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員（第 1 号会計年度任用職員及び第 2 号会計年度任用職員以外の職員をいう。以下同じ。）の

給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

- (1) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職」という。）にあつては行政職給料表2級17号給の額に、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職以外の職」という。）にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額
- (2) 日額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額
- (3) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第1号会計年度任用職員の報酬は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

第25条の3 第1号会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給する。

- (1) 初任給調整手当
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- (6) 夜間勤務手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 農林漁業普及指導手当

第25条の4 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額した報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第25条の5 第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ

在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。

（第1号会計年度任用職員の報酬等の特例）

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第25条の8 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第2号会計年度任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第21条第1項の規定の適用については、同項中「職員に」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」とする。

（休職にされた会計年度任用職員の給与）

第25条の10 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が法第28条第2項各号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第25条の11 第4条、第4条の3から第6条まで、第9条、第10条、第11条、第11条の4、第13条の2、第13条の3、第19条の2、第22条、第23条の2、第23条の4及び第26条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

（委任）

第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第26条第4項中「（昭和26年高知県条例第41号）」を削る。

第27条の見出しを「（人事委員会規則への委任）」に改める。

別表第1備考中「ただし、第25条に規定する職員を除く。」を削る。

（高知県職員定数条例の一部改正）

第2条 高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「2箇月以内の期間を定めて雇用される者及び」を削り、「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項各号に掲げる職員である者、同法第22条の3第1項の規定に基づく臨時の職を占める者及び同法第28条の5第1項」に改める。

（地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する者」を「規定する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」に改める。

第2条第7項中「同表に」を「一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して」に改める。

第5条第1項中「日額報酬」を「日額報酬又は1時間当たりの額による報酬」に、「勤務日数」を「勤務日数又は勤務時間数」改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 年額報酬を受ける者の報酬の支給方法は、任命権者が定める。

第7条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

別表第2中

「

審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第17条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額
---------	---

」

を

「

審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第17条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額
上記以外の者で地方公務員法第3条第3項第2号又は第3号に掲げる職にあるもの	年額、月額、日額又は1時間当たりの額により予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める額

」

に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条、第3条関係）

区分	報酬
統計調査員	日額12,000円以内（月額で報酬額を定める者にあつては、月額240,000円以内）で任命権者が知事と協議して定める額
男女共同参画苦情調整委員	
土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の3に規定するあつせん委員及び同法第15条の8に規定する仲裁委員	
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第65条第1項に規定する評価員	
労働委員会のあつせん員	

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「旅費」を「旅費(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、費用弁償としての旅費をいう。以下同じ。)」に改める。

第2条第1項第4号中「採用された職員」を「採用された職員(地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員を除く。)」に改める。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年高知県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「臨時及び非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次項において同じ。)を除く」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員を含む」に改め、同条第2項を削る。

第4条第3項中「(平成3年法律第110号)」を削る。

第5条中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員



(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「法定育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその

任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において法定育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要であると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において法定育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要であると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「職員のうち」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち」に改める。

第8条第1項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

第23条中「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第1項において「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第24条第1項中「をいう。）」を「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間をいう。）」に改め、同条第2項中「職員に」を「職員（非常勤職員を除く。）に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間（以下この項において「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第25条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職員給与条例第25条の4、学校職員給与条例第25条の4又は警察職員給与条例第25条の4の規定にかかわらず、常勤の職員（会計年度任用職員以外の職員をいう。）の例により減額して報酬を支給する。

第27条中「（次条の規定を除く。）」を削る。

第28条を削る。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「臨時及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員」に、「別に」を「その職務の性質等を考慮して」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項の」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する」に改める。

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第11条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改める。

第3条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項各号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第12条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項」を「第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（第10条第14項において「臨時的任用職員」という。）で60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に任用されたもののうち公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の適用を受ける者及び地方公務員法第28条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤

続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第7条第1項中「職員として」を「職員としての」に改め、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第8条第1項及び第2項中「前条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「第7条」に改め、同条第5項中「前条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第10条第14項中「第22条第2項の規定による」を「第22条の2第1項各号に掲げる職員及び」に改める。

第30条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第30条 削除

第31条に見出しとして「(退職手当の特例)」を付し、同条中「、第10条及び前条」を「及び第10条」に改める。

附則第30項中「(昭和29年高知県条例第37号)」を削り、附則に次の2項を加える。

37 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した

退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

38 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第7条の2の規定の適用については、同条各号中「12月」とあるのは、「6月」とする。

（高知県特別会計設置条例の一部改正）

第13条 高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「賃金」を「給料、手当」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第1項中「企業職員（臨時及び非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く」を「地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。））、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員を含む」に改める。

第18条第3項中「（平成3年法律第110号）」を削る。

第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（会計年度任用職員の給与）」を付し、同条を次のように改める。

第19条 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給料は、常勤の職員（第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員以外の職員をいう。次条において同じ。）との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

第19条の次に次の4条を加える。

第19条の2 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額した給与を支給する。

第19条の3 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員に対する第14条の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員及び管理者が定める職員を除く。）」とする。

第19条の4 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

第19条の5 第19条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第

2号会計年度任用職員の給与の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「会計年度任用職員、再任用職員」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

第3条、第4条、第6条、第6条の3から第6条の5まで、第7条の2、第12条の2、第15条、第16条及び第18条第1項の規定は、第1号会計年度任用職員には、適用しない。

2 第3条、第4条、第6条、第6条の3から第6条の5まで、第7条の2、第12条の2、第15条及び第18条第1項の規定は、第2号会計年度任用職員には、適用しない。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第15条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

第2条第1項中「掲げる者」を「掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）」に改める。

第5条第2項中「別表第1行政職給料表」を「別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）」に改める。

第22条第3項中「、「6月」を「、「6月」に改める。

第25条を次のように改める。

(第1号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

第25条の次に次の見出し及び11条を加える。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第25条の2 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員（第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員以外の職員をいう。以下同じ。）の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

(1) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職」という。）にあつては行政職給料表2級17号給の額に、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職以外の職」という。）にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(2) 日額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(3) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第1号会計年度任用職員の報酬は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

第25条の3 第1号会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給する。

- (1) 初任給調整手当
- (2) 地域手当
- (3) 定時制通信教育手当
- (4) 産業教育手当
- (5) 特殊勤務手当
- (6) 時間外勤務手当
- (7) 休日勤務手当
- (8) 夜間勤務手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 義務教育等教員特別手当

第25条の4 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額した報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第25条の5 第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)



第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。

（第1号会計年度任用職員の報酬等の特例）

第25条の7 第1号会計年度任用職員であつて職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第25条の8 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第2号会計年度任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項の規定の適用については、同項中「職員に」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」とする。

（休職にされた会計年度任用職員の給与）

第25条の10 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が法第28条第2項各号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2各号（県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和31年高知県条例第40号）の規定により例によることとされる場合を含む。第27条第4項において同じ。）のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたとき（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）において準用する場合を含む。第27条において同じ。）の規定の適用を受ける場合を除く。）は、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第25条の11 第5条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2、第16条の3、第20条の2、第21条の2、第23条及び第27条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

（委任）

第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第

2号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第26条を次のように改める。

(60歳超臨時的任用職員の給料月額の特例)

第26条 60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に任用された臨時的任用職員（以下「60歳超臨時的任用職員」という。）の給料月額は、再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定める。

第26条の次に次の4条を加える。

(60歳超臨時的任用職員の期末手当の特例)

第26条の2 60歳超臨時的任用職員に対して支給する期末手当の額については、第22条第3項において読み替えて適用する同条第2項の規定を準用する。

(60歳超臨時的任用職員の勤勉手当の特例)

第26条の3 60歳超臨時的任用職員に対して支給する勤勉手当の額については、第23条第2項第2号の規定を準用する。

(60歳超臨時的任用職員についての適用除外)

第26条の4 第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、60歳超臨時的任用職員には適用しない。

(臨時的任用職員の給与の支給日の特例)

第26条の5 臨時的任用職員の給与の支給日については、第24条の規定にかかわらず、任命権者が定める。

第27条第2項中「（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）において準用する場合を含む。第5項において同じ。）」を「第14条」に改め、同条第4項中「（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2各号（県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和31年高知県条例第40号）の規定により例によることとされる場合を含む。）」を「第1条の2各号」に改める。

第28条の見出しを「（人事委員会規則への委任）」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第16条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「臨時及び非常勤職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員及び同法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員」に、「別に」を「その職務の性質等を考慮して」に改める。

(高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正)

第17条 高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項各号に掲げる職員である警察職員、同法第22条の3第1項の規定に基づく臨時の職を占める警察職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第18条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である警察職員の報酬、費用弁償(費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。)及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

第2条中「高知県警察職員(」を「高知県警察職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)である者、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者を含み、」に改める。

第4条第2項中「別表第1行政職給料表」を「別表第1行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)」に改める。

第25条を次のように改める。

(第1号会計年度任用職員の給与の種類)

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

第25条の次に次の見出し及び11条を加える。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第25条の2 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員(第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員以外の職員をいう。以下同じ。)の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

(1) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職(以下「行政職相当職」という。)にあつては行政職給料表2級17号給の額に、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職(以下「行政職相当職以外の職」という。)にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が

定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(2) 日額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(3) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第1号会計年度任用職員の報酬は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

第25条の3 第1号会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給する。

(1) 初任給調整手当

(2) 地域手当

(3) 特殊勤務手当

(4) 時間外勤務手当

(5) 休日勤務手当

(6) 夜間勤務手当

(7) 宿日直手当

第25条の4 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額した報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第25条の5 第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給する。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬等の特例)

第25条の7 第1号会計年度任用職員であつて職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

(第2号会計年度任用職員の給料)

第25条の8 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第2号会計年度任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第21条第1項の規定の適用については、同項中「職員に」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」とする。

(休職にされた会計年度任用職員の給与)

第25条の10 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が法第28条第2項各号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第25条の11 第4条（第6項を除く。）、第4条の2から第6条まで、第9条、第10条、第11条、第11条の3、第12条の2、第13条の2、第13条の3、第19条の2、第22条及び第26条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

(委任)

第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第26条第5項中「（昭和26年高知県条例第41号）」を削る。

第27条の見出しを「（人事委員会規則への委任）」に改める。

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第19条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員」に、「別に」を「その職務の性質等を考慮して」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(次項において「改正前の職員の条例」という。)第25条、第15条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(同項において「改正前の公立学校職員の条例」という。)第25条又は第18条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例(同項において「改正前の警察職員の条例」という。)第25条に規定する非常勤職員であった者で施行日において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員となったもの(施行日の前日及び施行日において同種の職務に従事する職員である者に限る。)のうち、その者の受けることとなる報酬等相当年額(基本報酬(第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の職員の条例」という。)第25条の2、第15条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の公立学校職員の条例」という。)第25条の2又は第18条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の警察職員の条例」という。)第25条の2に規定する報酬をいう。)の年額と期末手当(改正後の職員の条例第25条の6、改正後の公立学校職員の条例第25条の6又は改正後の警察職員の条例第25条の6に規定する期末手当をいう。次項において同じ。)の年額との合計額をいう。)が旧報酬年額(施行日の前日における報酬の月額を基礎として算定した報酬の年額をいう。)に達しないこととなる者の報酬については、任命権者が知事と協議して必要な調整を行うことができる。
- 3 施行日の前日において改正前の職員の条例第25条、改正前の公立学校職員の条例第25条又は改正前の警察職員の条例第25条に規定する臨時又は非常勤職員(以下この項において「旧臨時又は非常勤職員」という。)であった者で施行日において地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員となったものに対して令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間(職員の給与に関する条例第21条第2項、公立学校職員の給与に関する条例第22条第2項又は警察職員の給与に関する条例第21条第2項の基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間をいう。)の算定については、旧臨時又は非常勤職員として在職していた期間を含めるものとする。  
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第12条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。  
(委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 6 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年高知県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「次条において」を「以下」に改める。

第4条中「(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)」を削り、同条に次の2項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「報酬の額(職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)第25条の3又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第25条の3の規定により報酬として加算して支給する額(給料の調整額に相当する額を除く。))を除く。」とする。

3 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額に教職調整額の月額を加算した額」とする。

(知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部改正)

- 7 知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例(平成15年高知県条例第48号)一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

(警察職員の懲戒に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 8 警察職員の懲戒に関する手續及び効果に関する条例(昭和29年高知県条例第22号)一部を次のように改正する。

第1条中「次条において」を「以下」に改める。

第4条中「月額」を「月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額(警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)第25条の3の規定により報酬として加算して支給する額(給料の調整額に相当する額を除く。))を除く。))」に改める。





地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

## 1 条例改正の目的

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の制度が導入されること等を考慮し、会計年度任用職員の給与等について定めるほか、関係条例について規定の整備をしようとするものである。

## 2 主要な内容

### (1) 第1号会計年度任用職員の給与の種類

第1号会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とすること。（職員の給与に関する条例第25条、公立学校職員の給与に関する条例第25条及び警察職員の給与に関する条例第25条）

### (2) 第1号会計年度任用職員の報酬

ア 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）以外の職員をいう。以下同じ。）の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定めることとすること。

（職員の給与に関する条例第25条の2、公立学校職員の給与に関する条例第25条の2及び警察職員の給与に関する条例第25条の2）

(ア) 月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職」という。）にあつては行政職給料表2級17号給の額に、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職以外の職」という。）にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(イ) 日額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(ウ) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表  
2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考  
慮して任命権者が定める額を21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額

イ 第1号会計年度任用職員には、アの報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手  
当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給すること。

(職員の給与に関する条例第25条の3、公立学校職員の給与に関する条例第25条の  
3及び警察職員の給与に関する条例第25条の3)

(ア) 初任給調整手当

(イ) 地域手当

(ウ) 特殊勤務手当

(エ) 時間外勤務手当

(オ) 休日勤務手当

(カ) 夜間勤務手当

(キ) 宿日直手当

(ク) 農林漁業普及指導手当 (職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に限  
る。)

(ケ) 定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当 (公立学校  
職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に限る。)

ウ 第1号会計年度任用職員の費用弁償

第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額を、常勤の職員の例によ  
り、費用弁償として支給すること。(職員の給与に関する条例第25条の5、公立学  
校職員の給与に関する条例第25条の5及び警察職員の給与に関する条例第25条の  
5)

エ 第1号会計年度任用職員の期末手当

第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職す  
る職員(任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)  
に、常勤の職員の例により支給すること。(職員の給与に関する条例第25条の6、  
公立学校職員の給与に関する条例第25条の6及び警察職員の給与に関する条例第25  
条の6)

オ 第2号会計年度任用職員の給料

第2号会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員  
をいう。以下同じ。)の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職  
務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮  
して、行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外  
の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範  
囲内で任命権者が知事と協議して定めることとする。 (職員の給与に関する条

例第25条の8、公立学校職員の給与に関する条例第25条の8及び警察職員の給与に関する条例第25条の8)

カ 第2号会計年度任用職員の期末手当

第2号会計年度任用職員の期末手当は、任期が6箇月未満である職員を除き、支給すること。(職員の給与に関する条例第25条の9、公立学校職員の給与に関する条例第25条の9及び警察職員の給与に関する条例第25条の9)

- (3) 会計年度任用職員の育児休業等について、所要の規定の整備を行うこと。(第7条関係)
- (4) 会計年度任用職員の退職手当について、所要の規定の整備を行うこと。(第12条関係)
- (5) この条例による改正前の非常勤職員であった者で第1号会計年度任用職員となったものの報酬については、任命権者が知事と協議して必要な調整を行うことができること。(附則第2項)
- (6) 会計年度任用職員に対して令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の算定については、この条例による改正前の臨時又は非常勤職員として在職していた期間を含めるものとする。こと。(附則第3項)
- (7) その他関係条例について所要の規定の整備を行うこと。

### 3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
議案説明

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の制度が導入されること等を考慮し、会計年度任用職員の給与等について定めるほか、関係条例について規定の整備をしようとするものである。



対 照 表  
新 旧

職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、一般会計又は特別会計の歳出予算によって給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が支給される職員（知事、副知事、教育長、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員及び技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に規定する職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（第10条第14項において「臨時的任用職員」という。）で60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に任用されたものうち公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の適用を受ける者及び地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」とい

職員の退職手当に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、一般会計又は特別会計の歳出予算によって給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が支給される職員（知事、副知事、教育長、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員及び技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に規定する職員を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

う。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。



- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気とする。第6条の4第1項を除き、以下同じ。）又は死亡によらずにその者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。第6条の4第4項において「自己都合退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90
- (11年以上25年未満勤務後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気とする。第6条の4第1項を除き、以下同じ。）又は死亡によらずにその者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。第6条の4第4項において「自己都合退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90
- (11年以上25年未満勤務後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額につい

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額につい

て準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者(同条例第4条第1項の期限又は同条例第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の10

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の

て準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者(同条例第4条第1項の期限又は同条例第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の10

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の

規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病(負傷又は病気をいう。以下この項において同じ。))による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条第1項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする。ことと定めているものに限る。第8条第5項において「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間の

規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病(負傷又は病気をいう。以下この項において同じ。))による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。))又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。))第6条第1項に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする。ことと定めているものに限る。第8条第5項において「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間の

ある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この条において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 5万円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 零

## 2 略

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

ある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この条において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 5万円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 零

## 2 略

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が零のもの
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの  
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において調整月額に順位を付す方法その他の退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続きいた在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休憩月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算したる在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が零のもの

- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの  
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において調整月額に順位を付す方法その他の退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続きいた在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休憩月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算したる在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和

28年法律第182号) 第2条に規定する職員及び職員とみなされる者をいう。以下同じ。) (以下「職員以外の地方公務員等」という。) が引き続きいて職員となったとき(定員の減少又は組織の改廃等により退職した国家公務員が引き続きいて職員となったときを除く。) におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第2号において同じ。) の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。同号及び第29条第2項において同じ。) において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。) に相当する月数) は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第29条第2項の規定により退職手当を支給されな  
いで職員以外の地方公務員等となり、引き続きいて職員以外の地  
方公務員等として在職した後引き続きいて職員となった場合にお

28年法律第182号) 第2条に規定する職員及び職員とみなされる者をいう。以下同じ。) (以下「職員以外の地方公務員等」という。) が引き続きいて職員となったとき(定員の減少又は組織の改廃等により退職した国家公務員が引き続きいて職員となったときを除く。) におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第2号において同じ。) の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。同号及び第29条第2項において同じ。) において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。) に相当する月数) は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第29条第2項の規定により退職手当を支給されな  
いで職員以外の地方公務員等となり、引き続きいて職員以外の地  
方公務員等として在職した後引き続きいて職員となった場合にお

いては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。））、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた

いては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。））、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた



者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は他の地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条においてそれぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続きいて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）とな

者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は他の地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条においてそれぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続きいて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）とな

るため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続きいて職員となった場合には、先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続きいて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続きいて職員となった場合には、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続きいて職員となった場

るため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続きいて職員となった場合には、先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続きいて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続きいて職員となった場合には、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続きいて職員となった場

合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き在職となった場合には、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続きいて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7 前各項の規定により計算したた在職期間に1年未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てる。ただし、当該在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

8・9 略

（勤続期間の計算の特例）

合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き在職となった場合には、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続きいて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7 前各項の規定により計算したた在職期間に1年未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てる。ただし、当該在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

8・9 略

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続きいて12月を超えるに至るまでのその引き続きいて

勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続きいて12月を超えるに至るまでの間に引き続きいて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続きいて

勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第8条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員として

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第8条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての

の引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間については、第7条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間として計算するものとする。

(1)～(6) 略

4 略

5 休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかかったものとみなす。ただし、人事委員会規則で定める場合においては、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として人事委員会規則で定める者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に

引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間については、前条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間として計算するものとする。

(1)～(6) 略

4 略

5 休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかかったものとみなす。ただし、人事委員会規則で定める場合においては、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として人事委員会規則で定める者をいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に

掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）に等しい日数（以下この条において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者

掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）に等しい日数（以下この条において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者

と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下この条において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者）であつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内ないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下この条において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者）であつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内ないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の金額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間（当該期間内）」とあるのは「当該各号に定める期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間とを合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この項において同じ。）（当該合算した期間内）」と、前項中「支給期

(2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であった期間

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の金額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間（当該期間内）」とあるのは「当該各号に定める期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間とを合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この項において同じ。）（当該合算した期間内）」と、前項中「支給期



間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につ

間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につ

き同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができ  
る高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、  
同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給す  
る。

7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による  
退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇  
用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例  
により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の  
退職手当を支給することができる。

(1) その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法  
第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に  
掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のい  
ずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照  
らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年  
法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うこと  
が適当であると認められたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める  
理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項  
第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定め  
る者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照ら  
して再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項  
に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置

き同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができ  
る高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、  
同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給す  
る。

7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による  
退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇  
用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例  
により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の  
退職手当を支給することができる。

(1) その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法  
第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に  
掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のい  
ずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照  
らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年  
法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うこと  
が適当であると認められたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める  
理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項  
第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定め  
る者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照ら  
して再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項  
に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置

を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置

を決定した場合

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることのできる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後に おいて、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業

を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置

を決定した場合

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることのできる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後に おいて、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業

者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

9 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

10 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

9 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

10 第8項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

14 前各項の規定は、地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員及び臨時的任用職員については適用しない。

15 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

#### 第30条 削除

#### (退職手当の特例)

第31条 第9条及び第10条の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項に規定する委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の退職手当については適用しない。

#### 附 則

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

13 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

14 前各項の規定は、地方公務員法第22条第2項の規定による臨時的任用職員については適用しない。

15 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

#### (退職手当の特例)

第30条 賃金又は手当の額が月額で定められている者については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該月額の8割に相当する額を給料月額とみなして、この条例の規定による退職手当を支給する。

第31条 第9条、第10条及び前条の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項に規定する委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員の退職手当については適用しない。

#### 附 則

1～29 略

30 平成13年4月1日から平成22年3月31日までの間において、その年齢が退職の日の属する年度において40年以上50年未満の者であって、10年以上勤続して退職したもの（公立学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する職員のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第5条第1項、第6条及び第6条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

31～35 略

36 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

認められたもの

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定め

1～29 略

30 平成13年4月1日から平成22年3月31日までの間において、その年齢が退職の日の属する年度の末日において40年以上50年未満の者であって、10年以上勤続して退職したもの（公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条第1項に規定する職員のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条及び第6条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

31～35 略

36 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

認められたもの

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定め

る理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）』とする。

37 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

38 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第7条の2の規定の適用については、同条各号中「12月」とあるのは、「6月」とする。

る理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）』とする。

## 公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

## 公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的等）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（目的）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である公立学校の職員の報酬、費用弁償（費用弁償としての旅費を除く。第25条の7において同じ。）及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例で定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）である者、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）である者及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

（定義）

第2条 この条例において職員とは、次に掲げる者をいう。



第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）である者を含む。）をいう。

(1) 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

(2) 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他の職員（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32

2 年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

（給料）

第4条 給料は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育

(1) 県立の中学校並びに市町村（市町村の組合を含む。第27条の4を除き、以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場の学校栄養職員を含む。）及び事務職員

(2) 高等学校（市町村立の高等学校の全日制課程を除く。以下同じ。）及び特別支援学校（前号の市町村立の特別支援学校を除く。）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、看護職員、事務職員及びその他の職員（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32

2 年高知県条例第56号）の適用を受ける者を除く。以下同じ。）この条例において教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

（給料）

第4条 給料は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育

手当、産業教育手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第16条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を含まないものとする。

（給料表等）

#### 第5条 略

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第

1 行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）をそれぞれ準用する。

#### 3・4 略

第5条の2 教育委員会は、人事委員会の定めるところに従い、それぞれの職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならぬ。

（初任給等）

#### 第6条 略

（昇給）

#### 第7条 略

（再任用職員の給料月額）

第7条の2 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される

手当、産業教育手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第16条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を含まないものとする。

（給料表等）

#### 第5条 略

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第

1 行政職給料表をそれぞれ準用する。

#### 3・4 略

第5条の2 教育委員会は、人事委員会の定めるところに従い、それぞれの職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならぬ。

（初任給等）

#### 第6条 略

（昇給）

#### 第7条 略

（再任用職員の給料月額）

第7条の2 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される

給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条の3 再任用職員で、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第10条 略

（管理職手当）

第12条 略

（初任給調整手当）

第12条の2 略

（扶養手当）

第13条・第14条 略

（地域手当）

第14条の2 略

（住居手当）

第14条の3 略

（へき地手当）

第15条 略

（へき地手当に準ずる手当）

第15条の2 略

（定時制通信教育手当）

給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条の3 再任用職員で、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第10条 略

（管理職手当）

第12条 略

（初任給調整手当）

第12条の2 略

（扶養手当）

第13条・第14条 略

（地域手当）

第14条の2 略

（住居手当）

第14条の3 略

（へき地手当）

第15条 略

（へき地手当に準ずる手当）

第15条の2 略

（定時制通信教育手当）

第15条の3 略  
（産業教育手当）  
第15条の4 略  
（特殊勤務手当）  
第16条 略  
（特勤手当等）  
第16条の2・第16条の3 略  
（給与の減額）  
第17条 略  
（時間外勤務手当）  
第18条 略  
（休日勤務手当）  
第18条の2 略  
（夜間勤務手当）  
第18条の3 略  
（宿日直手当）  
第20条 略  
（管理職員特別勤務手当）  
第20条の2 略  
（通勤手当）  
第21条 略  
（単身赴任手当）  
第21条の2 略  
（期末手当）

第15条の3 略  
（産業教育手当）  
第15条の4 略  
（特殊勤務手当）  
第16条 略  
（特勤手当等）  
第16条の2・第16条の3 略  
（給与の減額）  
第17条 略  
（時間外勤務手当）  
第18条 略  
（休日勤務手当）  
第18条の2 略  
（夜間勤務手当）  
第18条の3 略  
（宿日直手当）  
第20条 略  
（管理職員特別勤務手当）  
第20条の2 略  
（通勤手当）  
第21条 略  
（単身赴任手当）  
第21条の2 略  
（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22

条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 略

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委

条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 略

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委

員会規則で定める。

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 略

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(義務教育等教員特別手当)

第23条の2 略

(給与の支給日)

員会規則で定める。

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 略

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(義務教育等教員特別手当)

第23条の2 略

(給与の支給日)

第24条 給与の支給日については、人事委員会規則で定める。

（第1号会計年度任用職員の給与の種類）

第25条 第1号会計年度任用職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とす。

（第1号会計年度任用職員の報酬）

第25条の2 第1号会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は1時間当たりの額により、当該第1号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員（第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員以外の職員をいう。以下同じ。）の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経験等を考慮して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

（1）月額により定める報酬 行政職給料表の適用を受ける職員  
の職務に類似する職（以下「行政職相当職」という。）にあっては行政職給料表2級17号給の額に、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員の職務に類似する職（以下「行政職相当職以外の職」という。）にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額に、当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

（2）日額により定める報酬 行政職相当職にあっては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を、21日で除して得た数に、当該第1号会計年度任用職員の1日当たりの勤

第24条 給与の支給日については、人事委員会規則で定める。

（臨時及び非常勤職員の給与）

第25条 臨時及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、人事委員会の定める基準により、予算の範囲内で任命権者が別に定める。

務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(3) 1時間当たりの額により定める報酬 行政職相当職にあつては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあつては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を21日で除して得た数を7時間45分で除して得た額

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第1号会計年度任用職員の報酬は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

第25条の3 第1号会計年度任用職員には、前条に規定する報酬のほか、給料の調整額及び次に掲げる手当に相当する額を、常勤の職員の例により、報酬として加算して支給する。

(1) 初任給調整手当

(2) 地域手当

(3) 定時制通信教育手当

(4) 産業教育手当

(5) 特殊勤務手当

(6) 時間外勤務手当

(7) 休日勤務手当

(8) 夜間勤務手当

(9) 宿日直手当

(10) 義務教育等教員特別手当

第25条の4 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、常勤の職員の例により減額した報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第25条の5 第1号会計年度任用職員には、通勤手当に相当する額



を、常勤の職員の例により、費用弁償として支給する。

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の6 第1号会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（任期が6箇月未満である職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）に、常勤の職員の例により支給する。

（第1号会計年度任用職員の報酬等の特例）

第25条の7 第1号会計年度任用職員であって職務の特殊性等を考慮して人事委員会規則で定めるものの報酬、費用弁償及び期末手当については、第25条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第25条の8 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の給料月額を基礎とし、その職務内容、職務経歴等を考慮して、行政職相当職にあっては行政職給料表2級17号給の額を、行政職相当職以外の職にあっては行政職相当職との権衡を考慮して任命権者が定める額を超えない範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

2 特別の事情により前項の規定により難いと認められる場合における第2号会計年度任用職員の給料は、その職務の特殊性を考慮して予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第25条の9 第2号会計年度任用職員に対する第22条第1項の規定の適用については、同項中「職員に」とあるのは、「職員（任期が6箇月未満である職員を除く。）に」とする。

(休職にされた会計年度任用職員の給与)

第25条の10 第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員が法第28条第2項各号又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2各号(県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和31年高知県条例第40号)の規定により例によることとされる場合を含む。第27条第4項において同じ。)のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたとき(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)において準用する場合を含む。第27条において同じ。))の規定の適用を受ける場合を除く。)は、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第25条の11 第5条、第6条、第7条、第12条、第13条、第14条、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2、第16条の3、第20条の2、第21条の2、第23条及び第27条の規定は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員には適用しない。

(委任)

第25条の12 第25条から前条までに定めるもののほか、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の支給等に関する必要な事項は、任命権者が定める。

(60歳超臨時的任用職員の給料月額の特例)

第26条 60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に任用された臨時的任用職員(以下「60歳超臨時的任用職員」という。)の給料月額は、再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、任命権者が定

める。

(60歳超臨時的使用職員の期末手当の特例)

第26条の2 60歳超臨時的使用職員に対して支給する期末手当の額  
については、第22条第3項において読み替えて適用する同条第2  
項の規定を準用する。

(60歳超臨時的使用職員の勤勉手当の特例)

第26条の3 60歳超臨時的使用職員に対して支給する勤勉手当の額  
については、第23条第2項第2号の規定を準用する。

(60歳超臨時的使用職員についての適用除外)

第26条の4 第12条の2から第14条まで、第14条の3から第15条の  
2まで、第16条の2及び第16条の3の規定は、60歳超臨時的使用  
職員には適用しない。

(臨時的使用職員の給与の支給日の特例)

第26条の5 臨時的使用職員の給与の支給日については、第24条の  
規定にかかわらず、任命権者が定める。

(休職者の給与)

第27条 略

2 職員が教育公務員特例法第14条の規定の適用を受ける場合を除  
き前項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる  
事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満1年  
に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及  
び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

(休職者の給与)

第27条 略

2 職員が教育公務員特例法(昭和24年法律第1号) 第14条(公立  
の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第  
117号)において準用する場合を含む。第5項において同じ。)  
の規定の適用を受ける場合を除き前項以外の心身の故障により、  
法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して、休職にされたと  
きは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶  
養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の  
80を支給することができる。

3 略

4 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ、同条第1号の場合にあっては人事委員会規則で100分の70以内、同条第2号の場合にあっては人事委員会規則で定めるところにより100分の100以内を支給することができる。

5 休職中の職員（休職中の職員であって、教育公務員特例法第14条の規定の適用を受けているものを除く。）には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項の規定により給与を支給する場合は除くほか、いかなる給与も支給しない。

6・7 略

（人事委員会規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 略

4 職員が職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2各号（県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和31年高知県条例第40号）の規定により例によることとされる場合を含む。）のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ、同条第1号の場合にあっては100分の70以内、同条第2号の場合にあっては人事委員会規則で定めるところにより100分の100以内を支給することができる。

5 休職中の職員（休職中の職員であって、教育公務員特例法第14条の規定の適用を受けているものを除く。）には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項の規定により給与を支給する場合は除くほか、いかなる給与も支給しない。

6・7 略

（この条例の施行に関し必要な事項）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

対 照 表

新

旧

旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜  
粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜  
粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24  
条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31  
年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日  
及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24  
条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31  
年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日  
及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の定義）

第2条 この条例において職員とは、公立学校職員の給与に関する  
条例（昭和29年高知県条例第37号）の適用を受ける者をいう。

（職員の定義）

第2条 この条例において職員とは、公立学校職員の給与に関する  
条例（昭和29年高知県条例第37号）の適用を受ける者をいう。

（会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間等）

第20条 地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員及び同法  
第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産  
に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125  
号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6  
条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員の勤務時間、休  
日及び休暇については、この条例の規定にかかわらず、その職務  
の性質等を考慮して県教育委員会が定める。

（臨時及び非常勤職員の勤務時間等）

第20条 臨時及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の  
勤務時間、休日及び休暇については、この条例の規定にかかわら  
ず、別に県教育委員会が定める。



# 会計年度任用職員制度の導入等について

## 目的

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応するため、全国的に臨時・非常勤職員が増加しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られることから、会計年度任用職員制度の導入等により、適正な任用や勤務条件を確保しようとするもの

## 法改正の内容

【改正法施行】 令和2年4月1日

### 1 地方公務員法の改正【適正な任用等の確保】

- (1) 特別職任用の厳格化  
通常の事務職員等であっても、「特別職」として任用された結果、守秘義務等の服務規律が課されない者がいることから、特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化
- (2) 臨時的任用の厳格化  
「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに任用する例外的な制度であるが、この趣旨に沿わない運用が見られるため、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化
- (3) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

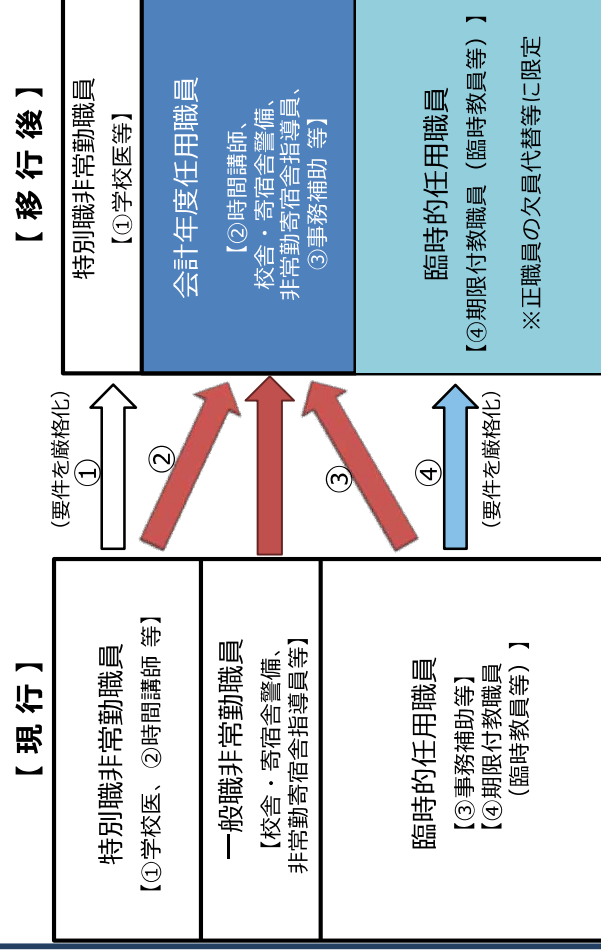
### 新たに「会計年度任用職員」の規定を設け、採用や任期等を明確化

- 『会計年度任用職員』の定義  
一 会計年度ごとに任用する職員であり、その業務は正職員が従事すべき業務以外である職員

### 2 地方自治法の改正【会計年度任用職員に対する期末手当の給付】

現在は、非常勤職員に期末手当の支給を可能とする規定がないところ、今回の適正な任用等の確保に伴い、国の非常勤職員と同様、**期末手当の支給が可能となる**よう規定を整備

## 臨時・非常勤職員の状況と移行のイメージ



### < 参考 > 法改正時の附帯決議（抜粋）（衆議院）

- 三 現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。（略）

参考資料 4

総務省マニュアル、国会の附帯決議の趣旨等を踏まえて、**会計年度任用職員制度を整備**

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員による会計年度任用職員の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」について

改正理由

特別職任用及び臨時的任用の厳格化とともに、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を新たに設け、その任用等を明確化する『地方公務員法の一部改正』及び会計年度任用職員に対して新たに期末手当を支給可能とする『地方自治法の一部改正』等を踏まえ、本県において会計年度任用職員制度の導入に必要な条例改正を行うもの

内容別改正条例一覧

施行期日：令和2年4月1日

改正する条例

内容	条文
給付関係 (給料・報酬・手当・旅費等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の給与に関する条例</li> <li>公立学校職員の給与に関する条例</li> <li>警察職員の給与に関する条例</li> <li>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>技能職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>職員の旅費に関する条例</li> <li>高知県特別会計設置条例</li> </ul>
退職手当関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の退職手当に関する条例</li> <li>知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例</li> </ul>
勤務時間・休暇関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</li> <li>公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</li> <li>警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</li> </ul>
育児休業関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の育児休業等に関する条例</li> </ul>
定数、分限、懲戒、人事行政の公表の取扱い関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県職員定数条例</li> <li>高知県警察の設置及び定員に関する条例</li> <li>職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例</li> <li>職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</li> <li>警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例</li> <li>高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> </ul>
その他(法改正による条ずれへの対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</li> <li>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</li> </ul>

経過措置：現給保障（附則第2項）、期末手当の在職期間の特例（附則第3項）



「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員給与に関する条例等の一部を改正する条例」の条文別改正内容

条文	改正する条例	改正内容等
第12条	職員の退職手当に関する条例	<p>○会計年度任用職員のうち、常勤と認められる職(フルタイムの職)に就く者に退職手当を支給可能とする規定の新設</p> <p>①正職員と同様の時間勤務したと認められる月が引き続き12月を超えた場合に支給            ②支給額の算定に当たっては、公務災害、死亡退職等による上乗せ部分を除いて算出            ③当分の間、①の要件を引き続いて6月を超えた場合も支給対象とし、支給額は半額とする</p> <p>→フルタイムの会計年度任用職員が支給対象となる可能性があるため、条例改正を行うもの(国の条例準則による)</p> <p>○退職手当の支給を受ける職員の定義から60歳を超える臨時教職員を除外するもの            →再任用職員との権衡を考慮した改正</p>
第15条	公立学校職員の給与に関する条例	<p>○「職員の給与に関する条例」と同様の改正</p> <p>○第1号会計年度任用職員の給与の種類、報酬、費用弁償、期末手当等を規定</p> <p>○第2号会計年度任用職員の給料、期末手当等を規定</p> <p>○その他会計年度任用職員の給与の特例について規定</p> <p>○臨時的任用職員のうち60歳を超える者の給料月額及び諸手当について、再任用職員を上回らないよう必要な措置を講ずるもの(別添参照)</p>
第16条	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	<p>○「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の改正と同様に会計年度任用職員の勤務時間等については、職務の性質等を考慮して任命権者が要綱で定めることとするとともに、臨時的任用職員についても要綱で定めることとする。</p> <p>→現在の臨時教職員と同様の制度を継続するもの</p>



# 会計年度任用職員の主な勤務条件等 (案)

教職員・福利課

項目	主な勤務条件等(案)	改正する条例				
<b>募集任用</b>	<p>①<b>募集・任期</b> ハローワークを通じる等公募により、原則として一会計年度ごとに募集し、任期は一会計年度内で設定</p> <p>②<b>再度の任用</b> 必要性が認められる場合は、能力の実証により、最大2回(最長3年間)まで任用が可能すべての職で、任期の終了後、中断(空白)期間を置くことなく、引き続き任用されることが可能(空白期間の廃止)</p>	<p>(②要綱等に規定)</p>				
<b>報酬給料</b>	<p>○パートタイム:報酬 ○フルタイム:給料を支給 (※現行 臨時的任用職員:賃金、非常勤職員:報酬)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似する職務に従事する常勤職員に適用される給料月額を基礎として定める。(現行制度では独自に設定)</li> <li>・職務の内容や責任等を踏まえつつ、一定の上限を設ける。</li> </ul>	<p>○公立学校職員の給与に関する条例 →報酬・給料水準の考え方、上限の設定</p>				
<b>手当</b>	<p>①<b>期末手当(パートタイム・フルタイム共通)</b> ⇒新たに支給が可能となる(一定の要件を満たした場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6カ月以上の任期の者を対象に支給</li> <li>・基礎額、支給割合等は正職員と同様(給料・報酬× 2.55月)</li> </ul> <p>○<b>経過措置</b> 今年度任用されている者で、制度移行後も引き続き任用された場合は、今年度の在職期間を通過</p> <p>②<b>期末手当以外の手当</b> (※現行制度では、報酬・賃金に上乗せ支給) 支給基準は正職員の例による</p> <table border="1" data-bbox="1050 689 1262 1928"> <tr> <td data-bbox="1050 1603 1155 1928">パートタイムの職 支給対象の手当(相当)</td> <td data-bbox="1050 689 1155 1603">法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給 通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当、休日勤務手当 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1603 1262 1928">フルタイムの職 支給対象の手当</td> <td data-bbox="1155 689 1262 1603">新たに支給 ⇒ 正職員と同様、手当として支給 退職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 等</td> </tr> </table>	パートタイムの職 支給対象の手当(相当)	法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給 通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当、休日勤務手当 等	フルタイムの職 支給対象の手当	新たに支給 ⇒ 正職員と同様、手当として支給 退職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 等	<p>○公立学校職員の給与に関する条例 →パートタイムの職の給与(報酬、期末手当、その他の手当(相当)) →フルタイムの職の給与(給料、期末手当、その他の手当)</p> <p>○職員の退職手当に関する条例 →フルタイムの職の退職手当</p>
パートタイムの職 支給対象の手当(相当)	法律上、期末手当以外の手当は支給できないため、報酬に上乗せ支給 通勤手当(費用弁償)、時間外勤務手当、休日勤務手当 等					
フルタイムの職 支給対象の手当	新たに支給 ⇒ 正職員と同様、手当として支給 退職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 等					
<b>休暇</b>	<p>○パートタイムの職の主な「有給休暇」の例 (週29時間勤務等の場合)</p> <p>(1)年次有給休暇(8日) (2)忌引(最大7日) (3)夏期特別休暇(4日) (4)病欠休暇(10日) 等</p>	<p>○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 →要綱に規定</p>				



# 臨時的任用教職員の主な勤務条件等（案）

項目	主な勤務条件等（案）	改正する条例																
<p>①募集・任期 募集要項等公募により、原則として一会計年度ごとに募集し、任期は一会計年度内で設定</p> <p>②再度の任用 任期の終了後、中断(空白)期間を置くことなく、引き続き任用されることが可能(空白期間の廃止)</p> <p>③職名 講師(教員)等</p>	<p>改正する条例</p> <p>(③要綱等に規定)</p>																	
給料	<p>①職務の級、上限の設定 職務の級は1級を適用し、最高号給未満の号給の上限は設けない。(※総務省マニュアルを受けて見直し)</p> <table border="1" data-bbox="691 1406 818 1928"> <caption>【現行】</caption> <thead> <tr> <th>給料の上限</th> <th>給料表の最高号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中教育職 1級73号給 275,500円</td> <td>小中教育職 1級125号給 311,300円</td> </tr> <tr> <td>高校教育職 1級73号給 277,400円</td> <td>高校教育職 1級153号給 335,000円</td> </tr> <tr> <td>行政職 1級29号給 184,900円</td> <td>行政職 1級 93号給 244,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②年度末の年齢が6歳を超える者 再任用職員の給料月額との権衡を考慮し、決定する。</p> <table border="1" data-bbox="850 925 948 1279"> <tbody> <tr> <td>60歳超</td> <td>再任用職員との均衡を考慮し、任命権者が定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>【再任用】</p> <table border="1" data-bbox="850 488 948 835"> <tbody> <tr> <td>小中教育職2級</td> <td>275,900円</td> </tr> <tr> <td>高校教育職2級</td> <td>279,300円</td> </tr> <tr> <td>行政職 3級</td> <td>259,100円</td> </tr> </tbody> </table>	給料の上限	給料表の最高号給	小中教育職 1級73号給 275,500円	小中教育職 1級125号給 311,300円	高校教育職 1級73号給 277,400円	高校教育職 1級153号給 335,000円	行政職 1級29号給 184,900円	行政職 1級 93号給 244,700円	60歳超	再任用職員との均衡を考慮し、任命権者が定める	小中教育職2級	275,900円	高校教育職2級	279,300円	行政職 3級	259,100円	<p>○公立学校職員の給与に関する条例 →条例の適用を受ける職員として定義 →60歳超の給料月額 →60歳超の手当(不支給・準用)</p> <p>○職員の退職手当に関する条例 →60歳超の退職手当(不支給)</p>
給料の上限	給料表の最高号給																	
小中教育職 1級73号給 275,500円	小中教育職 1級125号給 311,300円																	
高校教育職 1級73号給 277,400円	高校教育職 1級153号給 335,000円																	
行政職 1級29号給 184,900円	行政職 1級 93号給 244,700円																	
60歳超	再任用職員との均衡を考慮し、任命権者が定める																	
小中教育職2級	275,900円																	
高校教育職2級	279,300円																	
行政職 3級	259,100円																	
手当	<p>①正職員と同様の基準により支給 ⇒ 現行と同様の取扱い(空白期間の廃止により、退職手当、期末・勤勉手当の在職期間が通算される。)</p> <p>②年度末の年齢が6歳を超える者の手当等(再任用職員の規定を準用) ・扶養手当、住居手当、へき地手当、特勤手当及び退職手当は支給しない。 ・期末手当及び勤勉手当は、再任用職員に適用される支給割合により支給する。</p>																	
休暇	<p>○主な「有給休暇」の例 ※任用が12か月の場合 ⇒ 現行と同様の取扱い (1)年次有給休暇(20日) (2)忌引(最大7日) (3)夏期特別休暇(5日) (4)病欠休暇(6日) 等 ※ただし、会計年度任用職員との均衡を考慮し、引き続き検討を行う。</p>	<p>○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 →要綱に規定</p>																
福利厚生	<p>○公立学校共済組合の組合員となる</p>																	